

○ 島本町指定管理者選定委員会規則

平成 24 年 12 月 21 日

規則第 41 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日規則第 6 号

令和 4 年 6 月 28 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例(平成 24 年島本町条例第 21 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、島本町指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は条例別表に掲げるとおりとし、委員の具体的な構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 副町長
- (3) 総合政策部長
- (4) 総務部長
- (5) 公の施設を所管する担当部長の職にある者
- (6) その他町長が必要と認める者 1 人

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、指定予定施設に係る指定管理者の指定を行うまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部行革デジタル推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、委員長が選出されていない場合にあっては、町長が会議を招集する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日規則第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 28 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。